

船舶事故調査報告書

令和2年6月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（標識ブイ）
発生日時	令和元年7月19日 16時15分ごろ
発生場所	滋賀県東近江市新田舟溜北西方沖（琵琶湖東部） 愛知川河口四等三角点から真方位243°990m付近 （概位 北緯35°12.8′ 東経136°06.3′）
事故の概要	漁船豊丸は、航行中、標識ブイに衝突した。
事故調査の経過	令和元年7月25日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 豊丸、3.8トン
船舶番号、船舶所有者等	SG6-5848（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 プロペラ翼に欠損 標識ブイ 不明
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西北西、風力 1、視界 良好 水象：湖上 平穏
事故の経過	本船は、船長ほか1人が乗り組み、操業を終えて帰航中、船長が、 ふだん船首目標にしていた標識ブイが見当たらなかったため、おかしい と思ったものの、ふだんどおりに標識ブイ付近に向けて航行してい たところ、水面下に没していた標識ブイに衝突した。 船長は、衝突後、標識ブイの上部構造物（高さ約1.5m）が欠落 した状態で浮かんできたことを認めた。
分析	本船は、航行中、船長が、標識ブイが見当たらず、おかしいと思っ たものの、ふだんどおり同ブイ付近に向けた針路で航行を続けていた ことから、水面下に没していた同ブイに衝突したものと推定される。
原因	本事故は、本船が航行中、船長が、標識ブイが見当たらず、おかし いと思ったものの、ふだんどおり同ブイ付近に向けた針路で航行を続 けていたため、水面下に没していた同ブイに衝突したものと推定され る。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え られる。 ・ 標識ブイが見えない場合、損壊等で浮体のみが水上に浮かんでい ることがあるので、ふだん標識ブイがある位置から十分に離れた 針路で航行すること。